

せつかくの、
資格。

介護福祉士等
の資格をお持ちの
皆さんへ



ご存知ですか?
あなたを生涯支える
離職時の届出制度

お忘れなく。
あなたを生涯支える
離職時の届出制度

対象資格・研修

介護
福祉士

介護職員
初任者
研修

介護職員
実務者
研修

旧ホームヘルパー
養成研修1級・
2級課程

旧介護
職員
基礎研修



厚生労働省

全国社会福祉協議会・中央福祉人材センター
都道府県社会福祉協議会・都道府県福祉人材センター

対象資格・研修

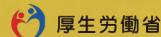
介護
福祉士

介護職員
初任者
研修

介護職員
実務者
研修

旧ホームヘルパー
養成研修1級・
2級課程

旧介護
職員
基礎研修



全国社会福祉協議会・中央福祉人材センター
都道府県社会福祉協議会・都道府県福祉人材センター

連絡先・センター/パンク名

北海道福祉人材センター
〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目
TEL011-272-6662 FAX011-272-6663

介護福祉士等の有資格者を生涯サポート

サポート 1

最新の情報を届け

介護の仕事に関する様々な情報を届出の方々それぞれのマイページにお届けします。

例)福祉・介護に関するニュース、就職活動に役立つ情報、各種イベント情報、就職先を探す方には、希望に応じた福祉・介護分野の求人情報

サポート 2

知識・技術の再習得研修や職場体験も。

プランクのある方には、介護の知識・技術の研修や、介護の職場の現状や個々の職場の実情を肌で知るための職場体験のサポートも行います。

サポート 3

都道府県ごとのセンターがきめ細かに対応。

再就職をご希望の場合、ホームページ上のサポートに加えて、各都道府県の福祉人材センターが、きめ細かく求職者からご相談に応じ、新しい活躍の場と出会う手伝いをいたします。

介護福祉士の資格保有者は離職した際、福祉人材センターへの届出が努力義務となっています。

高齢社会が進むなか、介護の仕事はますます社会的に重要な仕事となっています。

介護職として働く人は増え続けていますが、現在、そして近い将来、介護を必要とする

高齢者も増加し続けているため、

介護の資格、技術、経験を持つ方々は、とても貴重な存在です。そこで、国は社会福祉法を改正し、介護福祉士の資格を持つ方々が、

介護の仕事から一度離れても、いつでも介護の仕事で

再び活躍いただけるように届出制度を創設。

福祉人材センターに届出、登録していただくことで、

介護に関わる最新情報の提供や研修による

スキル維持・向上のサポート、就職の意向をもった時には、

最適な就業場所を紹介するといった支援を

継続して受けることができるようになりました。

また、介護福祉士とは異なり、法律による努力義務はありませんが、

介護職員初任者研修、介護職員実務者研修、

(旧)ホームヘルパー養成研修1級・2級課程、

(旧)介護職員基礎研修を修了した方も、

福祉人材センターに届出ると支援を受けることができます。



4つのステップで簡単にご登録

<https://www.fukushi-work.jp>



登録は
こちらから



STEP 1 /

- 「福祉のお仕事」ホームページにアクセス。
- 届出者(介護)の方を選択。

STEP 2 /

- 新規登録を選択。

STEP 3 /

- 利用規約に同意する。

STEP 4 /

- 仮登録申請を入力。(メールアドレス等)
- 受信したメール記載の本登録用URLを選択。
- 表示画面にそって、届出に必要な情報を登録。
- 届出登録が完了。
- 届出者マイページにログインできる。